

平成23年8月2日

学長 寺尾 慎一 殿

監事 安高 澄夫  
監事 祇園 全



## 平成23年度監事監査結果報告書

国立大学法人福岡教育大学の平成22年度決算監査を行いました。そのときに業務の適正かつ効率的な運営を確保するために業務に関する監査も行いました。その結果を、国立大学法人福岡教育大学監事監査規程第11条第1項に基づき、下記のとおり報告します。

### 記

#### 1 監査の方法の概要

日 時： 平成23年6月14日～7月27日

監査基準日： 平成23年3月31日

監査対象： 役員および全部署

教職員の勤務評価等について、人事企画課への聞き取り及び書面監査を行いました。

#### 2 監査の結果

##### ア. 業務の状況

業務運営において、法令等に違反する重大な事実または経営に影響する重大な不正行為などは認められません。

しかしながら、一部の業務運営において不適切な状況が認められます。

## 監査意見書

### 1 監査結果の概要

教職員の勤務評価を主として、人事企画課への聞き取り及び書面監査を行いました。

その結果、下記のような是正又は改善を要する事項が認められました。

### 2 是正又は改善を要する事項

#### (1) 職員の給与は、その職員の勤務成績を考慮して支給されたい。

国立大学法人法において準用される独立行政法人通則法第63条には「職員の給与は、その職員の勤務成績が考慮されるものでなければならない」とされている。しかしながら、本法人において、平成21年度と22年度は、勤務評価の記録を用いた業務評価、能力評価、適性評価などに基づく勤務成績の評価がなされていない。

平成22年度の事務職員の場合は、「成績優秀者推薦書」による推薦によって勤勉手当の支給が行われている。しかし、この推薦書は所感的な文言であり、客観的な勤務成績の評価とは言えない。これらの推薦書は、推薦を受けた職員のものだけが存在し、各職員の勤務成績の評価はなされていない。これは、独立行政法人通則法第63条の規定を満たすものとは言い難い。

平成21年には、事務職員用の「勤務評価記録書」が作成されていたが、それを用いた勤務成績の評価がなされていない。

大学教員の勤勉手当においては、学部長や研究科長が「優秀者」を推薦しているが、推薦書がなく、勤務成績が優秀であると評価した根拠が全く記されていない。また、21年度と22年度ともに、6月期と12月期で「優秀者」の推薦者名簿を検証すると、輪番で勤勉手当を支給しているように思われる。

教員も含めた勤務成績の評価を行い、それを考慮した給与を支給されたい。

#### (2) 職員就業規則に則った勤務時間管理をされたい。管理職はその監督責任を果たされたい。

職員就業規則、職員勤務時間・休暇等規程によって始業時刻が8時30分とされている職員の一部において8時30分を過ぎて職場に到着する者がいる。

管理職は、所定勤務時間の適用除外となっているが、職員が勤務時間を遵守するように管理職としての管理・監督の責任を果たされたい。

以上